

青山学院大学研究データポリシー解説

(趣旨)

青山学院大学（以下、「本学」）は「青山学院大学の理念」において、人類への奉仕をめざす自由で幅広い学問研究を行うこと、また、本学のすべての教員、職員、学生は、相互の人格を尊重し、建学の精神に基づき、おのおのの立場において、時代の要請に応えうる大学の創出に努めることを定めている。

そこで、研究データの適切な管理、公開等により、その利活用を促進することで、幅広い学問研究の更なる発展に資すること、並びに時代の要請に沿った公正な研究活動を担保することを目的として、本学における研究データの管理並びに公開・利活用の為に、以下のポリシーを定める。

(趣旨)

※本ポリシーは以下の「青山学院大学の理念」のもとに策定することを示した。

■青山学院大学の理念

青山学院大学は、「青山学院教育方針」に立脚した、神と人とに仕え社会に貢献する「地の塩、世の光」としての教育研究共同体である。

本学は、地球規模の視野にもとづく正しい認識をもって自ら問題を発見し解決する知恵と力を持つ人材を育成する。

それは、人類への奉仕をめざす自由で幅広い学問研究を通してなされる。

本学のすべての教員、職員、学生は、相互の人格を尊重し、建学以来の伝統を重んじつつ、おのおのの立場において、時代の要請に応えうる大学の創出に努める。

(研究データの範囲)

1. 本ポリシーにおける研究データとは、本学における研究活動の過程で収集又は生成される情報を指し、デジタルか非デジタルかを問わない。

(研究データの範囲)

※研究データとは、研究に関する活動を通じて取り扱うデータを指し、デジタルか否かは問わない。収集または生成したデータだけでなく、それらを解析または加工して作成したデータも含まれる。具体的なデータとして、「観測データ」、「試験データ」、「調査データ」、「シミュレーションデータ」、「実験ノート」、「メディアコンテンツ」、「プログラム」、「史資料」、「論文」、「発表予稿」、「講演資料」等がある。

※本ポリシーが対象とする研究データには、学外の研究者や講師が、共同研究、施設利用、講演会等、本学における研究活動を通して収集または生成したデータも含まれる。

※ただし、次項に定める研究者のうち、学生が教育を受ける上で一時的に収集または生成

したデータは含まれない。

※本ポリシーにおける研究者は以下の者とする。

本学に所属する職員で本学において研究活動を行う者及び本学の諸規則の定めにより研究活動を行う者として本学が受け入れた者 (1)。これに加えて、本学の研究者の指導を受けて研究活動を行う本学の学生。

(1)青山学院大学研究活動における不正行為の防止の実施体制に関する規則第2条第1項

研究者 本学に所属する職員で本学において研究活動を行う者及び本学の諸規則の定めにより研究活動を行う者として本学が受け入れた者をいう。

(研究データの管理・公開)

2. 研究活動の進捗に伴って収集・生成されたデータは、当該の研究者が責任をもって管理するが、法令および本学の規定その他これに準ずるものの範囲内並びに他の者の権利及び法的利益を害さない範囲内において、当該の研究者が管理・公開・利活用の方法を定めることができる。

(研究データの管理・公開)

※研究データを収集または生成した研究者は、それをどのように管理し、公開し、利活用させるかについて決定することができる。ただし、法令および本学の規則（青山学院大学公的研究費の運営等の実施体制に関する規則、青山学院大学安全保障輸出管理規則、青山学院大学人を対象とする研究に関する倫理規則、青山学院大学利益相反及び研究教育倫理委員会規則等）や、他機関との契約等によって別段の定めがある場合にはそれに従う。

※研究データの管理とは、データの収集、生成、整理、加工、解析、分析、保存、共有、破棄等、研究活動の開始から終了までの研究データの取扱いを定め、これを実践することを指す。

※研究データの公開とは、研究データを他者が利用できる状態にすることを指す。

(研究者の責務)

3. 本学の研究者は、前項に掲げる範囲内において、研究データを適切に管理し、可能な限りそれを公開し、利活用に供するよう努める。

(研究者の責務)

※本ポリシーでは、前述の法令や本学の規則等の定め範囲内において研究者は適切に研究データを管理するとともに、オープン・アンド・クローズ戦略に基づき公開可能なデータについては可能な限り公開をすることで利活用を促し、学問研究の発展と社会

への還元を進めることを目指している。

※公開に問題がないと判断された研究データを公開する際には、可能な限り「FAIR 原則」に則って公開することが望ましい。FAIR とは、「Findable (見つけられる)、Accessible (アクセスできる)、Interoperable (相互運用できる)、Reusable (再利用できる)」の略であり、FAIR 原則は現在オープンサイエンス推進にあたり、最低限でありながら広範囲に通用する原則として広く承認されている。

出典：FORCE11: THE FAIR DATA PRINCIPLES (2016).

<https://www.force11.org/group/fairgroup/fairprinciples>,

NBDC 研究チーム(訳), "FAIR 原則 (「THE FAIR DATA PRINCIPLES」和訳)" (2019).

<https://doi.org/10.18908/a.2019112601>

(大学の責務)

4. 本学は研究データの管理並びに公開・利活用のための環境整備を推進する。

(大学の責務)

※本学が研究者に提供する支援環境の例として以下のようなものが考えられる。

- ・研究データを管理するための保存基盤の提供
- ・機関リポジトリ等の研究データ公開基盤の提供
- ・本ポリシーに基づく研究データの管理及び公開の推進のための啓発及び支援
- ・研究データの管理及び公開に関する法令、契約、本学が定める規程等の情報提供等

(その他)

5. 本ポリシーで定める研究データの管理並びに公開・利活用に関する詳細や具体的なルール・手順等は必要に応じて、各学部・研究科等で定めることができる。また、社会や学術研究を取り巻く状況の変化に応じて、適宜本ポリシーの見直しを行うものとする。

(その他)

※本学の各学部・研究科等において研究データの管理・公開・利活用等を実施する場合、当該分野や研究データの特性に合わせ、必要に応じてルール・手順等の詳細や規則を定めることができるものとする。また、本ポリシーは社会情勢や学術環境の変化に対応し、見直しを行うものであることを明示している。

以上